

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
雇児福発第 0312002 号 社援基発第 0312002 号 障 障 発第 0312002 号 老 計 発第 0312002 号 平成 16 年 3 月 12 日 (最終改正：令和 7 年 3 月 31 日) 都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中 核 市 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局計画課長 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について 標記については、平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（以下「局長通知」という。）をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、別紙のとおり取扱うこととしたので管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るよう願います。	雇児福発第 0312002 号 社援基発第 0312002 号 障 障 発第 0312002 号 老 計 発第 0312002 号 平成 16 年 3 月 12 日 (最終改正：平成 29 年 3 月 29 日) 都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中 核 市 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局計画課長 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について 標記については、平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（以下「局長通知」という。）をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、別紙のとおり取扱うこととしたので管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るよう願います。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成 5 年 3 月 19 日社援施第 40 号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。	なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成 5 年 3 月 19 日社援施第 40 号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。
別紙	別紙
(問 1) ～ (問 4) (略)	(問 1) ～ (問 4) (略)
(問 5) 局長通知の 1 に「(4) についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるもの」とあるが、どのように取扱うのか。	(問 5) 局長通知の 1 に「(4) についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるもの」とあるが、どのように取扱うのか。
(答)	(答)
局長通知の 1 の要件を全て満たす法人については、適正な事業運営及び利用者本位のサービスの提供が確保されていると認められることから、当該弾力運用が認められるものである。	局長通知の 1 の要件を全て満たす法人については、適正な事業運営及び利用者本位のサービスの提供が確保されていると認められることから、当該弾力運用が認められるものである。
しかしながら、同通知の 1 の (4) の要件を満たしていない法人については、利用者保護に係る取組みなどが不十分なことから、次のとおり取扱うものとする。	しかしながら、同通知の 1 の (4) の要件を満たしていない法人については、利用者保護に係る取組みなどが不十分なことから、次のとおり取扱うものとする。
なお、次の 1 及び 2 以外の取扱いについては、局長通知によるものとする。	なお、次の 1 及び 2 以外の取扱いについては、局長通知によるものとする。
1 運営費等の使途範囲について	1 運営費等の使途範囲について
(1) 運営費について、施設の整備等に係る経費（同一法人が運営する措置費（運営費）等補助対象施設（注 1）及び在宅福祉事業を行うための施設（注 2）の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。））の繰	(1) 運営費について、施設の整備等に係る経費（同一法人が運営する措置費（運営費）等補助対象施設（注 1）及び在宅福祉事業を行うための施設（注 2）の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。））の繰

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
入れを認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度とする。 注 1：措置費（運営費）等補助対象施設 ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 授産施設 ・ 宿所提供施設 ・ 養護老人ホーム ・ 障害児入所施設 ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ <u>里親支援センター</u> ・ 保育所 ・ <u>児童自立生活援助事業を行うための施設</u> ・ ファミリーホーム ・ <u>女性自立支援施設</u> ・ 軽費老人ホーム ・ 障害者支援施設 ・ 身体障害者社会参加支援施設 ・ 視聴覚障害者情報提供施設 ・ 社会事業授産施設 注 2：在宅福祉事業を行うための施設	入れを認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度とする。 注 1：措置費（運営費）等補助対象施設 ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 授産施設 ・ 宿所提供施設 ・ 養護老人ホーム ・ 障害児入所施設 ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ <u>(新設)</u> ・ 保育所 ・ <u>自立援助ホーム</u> ・ ファミリーホーム ・ <u>婦人保護施設</u> ・ 軽費老人ホーム ・ 障害者支援施設 ・ 身体障害者社会参加支援施設 ・ 視聴覚障害者情報提供施設 ・ 社会事業授産施設 注 2：在宅福祉事業を行うための施設

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
・ 老人福祉法第 5 条の 2 に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設 ・ 「老人(在宅)介護支援センターの運営について」(平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331003 号) ・ 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成 12 年 9 月 27 日老発第 655 号) ・ 介護保険法(平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号)第 115 条の <u>45</u> に規定する地域支援事業 ・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業、同条第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第 7 項に規定する一時預かり事業、<u>同条第 16 項に規定する社会的養護自立支援拠点事業、同条第 18 項に規定する妊産婦等生活援助事業及び同条第 20 項に規定する児童育成支援拠点事業</u> ・ 「児童家庭支援センターの設置運営について」(平成 10 年 5 月 18 日児発第 397 号) ・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業(ただし、本通知の適用を受ける施設は、児童館とする。) ・ 「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号) (2)、(3) (略) (問 6)～(問 14) (略)	・ 老人福祉法第 5 条の 2 に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設 ・ 「老人(在宅)介護支援センターの運営について」(平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331003 号) ・ 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成 12 年 9 月 27 日老発第 655 号) ・ 介護保険法(平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号)第 115 条の <u>38</u> に規定する地域支援事業 ・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業、同条第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業及び同条第 7 項に規定する一時預かり事業 ・ 「児童家庭支援センターの設置運営について」(平成 10 年 5 月 18 日児発第 397 号) ・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業(ただし、本通知の適用を受ける施設は、児童館とする。) ・ 「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号) (2)、(3) (略) (問 6)～(問 14) (略)